

熊野町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務 仕様書

1. 業務名

熊野町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 目的

国や県の動向、熊野町の高齢者の状況等を的確に把握し、熊野町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（以下、「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・介護保険事業計画（介護保険法第117条に基づく計画）
- ・老人福祉計画（老人福祉法第20条の8に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく計画）

5. 業務内容

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、熊野町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、熊野町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）アンケート調査の実施

現状の把握及び次期計画での重点施策検討の基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施する。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録し、同システム及び地域分析ツール等を活用した分析及び課題抽出を行い、分析結果を第10期計画策定に活用する。なお、調査票は、データ入力後、整理し熊野町に返却すること。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査の実施にあたっては、調査結果の集計・分析・施策反映の観点から、調査項目等について熊野町と十分な協議を行い、国が示す調査項目と町独自の調査項目を含む調査の企画を行う。また、熊野町における認知症施策を検討する基礎とするために、認知症に関する設問も加えること。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、受託者が行う（必要な費用についても受託者が負担する）。受託者は調査票の設計、及び熊野町から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65 歳以上の一般高齢者及び要支援 1・2 の高齢者
配布数	1 種 1,500 票（回収率 70%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護認定者の家族を対象とした調査を行う。調査は、認定調査員の聞き取りにより実施する。

調査票の印刷及び認定調査員による聞き取りに係る作業は、熊野町が行う（必要な費用についても熊野町が負担する）。受託者は熊野町から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月末日までに認定調査の対象となる高齢者及び主な介護者
調査数	1 種 200 票（回収率 100%見込み）
調査方法	認定調査員による聞き取り
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③ 在宅生活改善調査の分析

自宅等に住んでいる者で現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっているサービス利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討することを目的として実施する。

調査票の印刷及び事業者への依頼は、熊野町が行う（必要な費用についても熊野町が負担する）。受託者は熊野町から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【在宅生活改善調査の実施概要】

調査対象	熊野町内居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護の事業所及び介護支援専門員
調査数	10 事業所（回収率 100%見込み）

調査方法	メール
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 給付実績集計・分析の実施

熊野町が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析作業を行う。

(4) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び熊野町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを熊野町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 熊野町高齢者保健福祉推進協議会の運営支援

計画内容を審議するために開催される熊野町高齢者保健福祉推進協議会（7回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(9) 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援（関連例規整備情報提供含む）

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して熊野町に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

また、法律の改正に伴い例規（条例、規程・要綱等）を改正する必要がある場合も、適宜情報提供する。

(10) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月 1 回程度の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

6. 成果品

- ・ 高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（A4 判、100 頁程度、1 色刷）
：200 部
- ・ 高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画概要版（A4 判、8 頁程度、4 色刷、デザイン・編集）：300 部
- ・ 上記データ一式
- ・ アンケート調査報告書：データ
- ・ 情報提供資料一式

なお、本業務における成果品は全て熊野町に帰属し、受託者は熊野町の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。また、業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、熊野町の指示により補足、修正等を行うこととし、その費用は受託者の負担とする。

7. その他

- (1) 当該計画に係る事項について、今後、新たな方針が国及び県から示されるなど、状況が変化した場合には、熊野町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する法令及び「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (3) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以上